

福岡市市民福祉プラザ利用確認書

福岡市市民福祉プラザの利用にあたり、以下を遵守いたします。

利用のきまり（福岡市市民福祉プラザ条例、福岡市市民福祉プラザ条例施行規則より）

- 1 他の利用者に迷惑をかけないこと。
- 2 施設、付属設備、図書、資料等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 3 許可なく動物（補助犬を除く）又は危険物を持ち込まないこと。
- 4 プラザ敷地内では喫煙しないこと。（施設周辺での禁煙にもご協力をお願いします）
- 5 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- 6 許可なく物品を販売し、又は展示しないこと。
- 7 館内を不潔にしないこと。
- 8 許可なく壁、柱等に張り紙、釘打ち等をしないこと。
- 9 施設、付属設備等の利用を終えたときは、これを原状に復し、又は所定の場所に返還すること。
- 10 プラザの維持管理上設けた施設又は設備で一般の利用に供していない場所に立ち入らないこと。
- 11 上記に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。
- 12 利用許可を受けた人数を超えて利用しないこと。
- 13 施設、付属設備、備品等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、直ちに職員に届け出ること。

禁止事項

- 1 定員を超える入室
- 2 机・椅子などの備品の他の室場への移動
- 3 窓の全開（転落・落下等の危険防止のため）
- 4 1階ロビー、ホール、音楽室、視聴覚室での飲食
- 5 権利の譲渡（室場の又貸し）
- 6 暴力行為、不法行為、政治活動、宗教活動、布教活動、営利目的での利用

その他

- 1 施設及び設備故障時の補償はできません。
- 2 管理上必要な場合は、職員が室場利用中に立ち入ることがあります。
- 3 休館日は、毎月第3火曜日（この日が祝日にあたる場合はその翌日）及び年末年始です。
会議室等の利用、窓口でのお手続きはできません。

※ご記入をお願いします。

年 月 日 団 体 名

代表者名

※代表者の方の署名（自署）をお願いします。